

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定内容の変更……………（デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤企画課）…一
- 国土調査としての指定……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一
- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 防災街区整備事業組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…二
- 土地区画整理組合の理事の失職及び就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…二
- 岡田漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画の縦覧……………（港湾局離島港湾部管理課）…二

告示

●東京都告示第八百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

大和ハウスフィナンシャル株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号

二 変更の内容

指定納付受託者の所在地

三 変更日

令和八年五月七日

●東京都告示第八百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年七月一日

二 調査を行う者の名称 中央区

三 調査地域 中央区新川二丁目の一部

四 調査期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十六号線

三 事業施行期間 令和八年七月十七日から令和二十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

江戸川区西篠崎二丁目、上篠崎二丁目、上篠崎三丁目及び上篠崎四丁目各地内

使用の部分

なし

●東京都告示第八百四十五号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十六条第一項の規定に基づき戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第四百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和八年七月十七日から令和十四年三月三十一日まで

三 施行地区 品川区戸越六丁目地内 四 事務所の所在地 千代田区神田神保町一丁目百五番地 五 設立認可の年月日 令和八年七月十七日 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで 七 公告の方法 施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和八年八月十五日 ●東京都告示第八百四十六号 東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。 なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年七月十七日 東京都知事 小 池 百合子 区市 指定する区域 文京区 根津二丁目、千駄木二丁目及び千駄木五丁目各 地内 附 則	この告示は、令和八年十月一日から施行する。 公 告 土地区画整理組合の理事の失職及び就任について 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東村山市廻田町四丁目土地区画整理組合理事長金子浩から次に掲げる者が令和八年五月二十六日付けで理事を失職し、同日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。 令和八年七月十七日 東京都知事 小 池 百合子 一 失職 氏 名 住 所 金子 ひろみ 東村山市廻田町四丁目十七番地二 二 就任 氏 名 住 所 金子 レイ子 東村山市廻田町四丁目十七番地四 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）グロ―プライドみらいフィールドプロジェクトについて、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。 令和八年七月十七日 東京都知事 小 池 百合子	一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 グロ―プライド株式会社 代表取締役社長執行役員 尾ノ上 幸司朗 東久留米市前沢三丁目十四番十六号 二 対象事業の名称 （仮称）グロ―プライドみらいフィールドプロジェクト 三 工事着手の予定年月日 令和八年八月一日 四 工事完了の予定年月日 令和十一年八月三十一日 五 届出日 令和八年七月六日 岡田漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画の縦覧について 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四十二条第一項の規定により岡田漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認定の申請があったので、同法第四十三条第二項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。 なお、実施計画に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。 令和八年七月十七日 東京都知事 小 池 百合子
---	---	---

3 令和8年7月17日（金曜日）		東京都公報		(第18590号)	
一 申請の概要 (一) 申請者の氏名又は名称 伊豆大島漁業協同組合 (二) 実施計画の概要 ア 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間 水産物の消費の増進に関する事業及び交流の促進に関する事業並びに附帯事業 令和八年十一月から令和十一年三月まで イ 占用を受けようとする漁港施設及び漁港区域内の水域 防波堤、加工場用地及び漁港環境整備施設用地並びに漁港区域内の水域 ウ 漁港施設及び漁港区域内の水域の占用を受けようとする期間 令和八年十一月から令和十一年三月まで エ 活用事業施設の種類及び規模 交流促進施設 九百平方メートル オ 活用事業施設の撤去の方法及び漁港区域内の水域を原状に回復するための措置の内容 申請者の自らの責任と負担において事業実施前の状態へ原状回復する。 二 縦覧期間 令和八年七月十七日から同月二十四日まで 三 縦覧場所 (一) 東京都大島支庁港湾課 大島町元町字オンダシ二百二十二番地一 (二) 東京都港湾局ホームページ（以下「ホームページ」					
四 (一) 意見書の提出方法、提出期限及び提出先 ホームページアドレス https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp (二) 提出方法 メール、郵送又は持参 (二) 提出期限 令和八年七月二十四日（持参の場合は、同日午後五時まで） (三) 提出先 東京都港湾局離島港湾部計画課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側 メールアドレス S0000528@section.metro.tokyo.jp 五 その他 意見書の様式はホームページに掲載する。 という。）					

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

